

令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

川崎市では、深刻化する運転手不足に伴い路線バスの減便が相次いでおり、市民生活への影響や都市の利便性を著しく低下する懸念を抱えていることを踏まえ、持続可能な地域交通環境の形成に向け、都市部における自動運転バスの実装を目指している。

令和7年度までには羽田連絡線、川崎病院線での実証を行ってきたが、市域全体での自動運転バスの普及を目指すためにも市バス路線での実証を令和9年度以降から行うこととした。

本業務委託では、川崎市交通局（以下、「当局」という。）での自動運転レベル4実装に向けたロードマップの策定、事業推進に向けた体制の検討及び国庫補助金等の申請支援を行うとともに、走行ルートを選定、環境データの整備、自動運転導入計画の策定を行い、自動運転バス導入のための基盤を構築することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約限度額

35,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 本限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、この金額を超える提案は失格とする。

(5) 事業スケジュール（想定）

本市では、次のロードマップに基づき段階的な社会実装を目指している。本業務は「導入準備フェーズ（令和8年度）」に該当する。

令和8年度 走行ルートの選定、体制の検討、リスク調査、補助金申請支援等

令和9年度 自動運転レベル2実証実験

令和10年度 レベル2継続実証、レベル4準備

令和11年度 自動運転レベル4実装開始

3 提案参加条件

(1) 参加資格

ア 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿の業種「20調査測定・99その他調査測定」に

掲載されているか、業者登録申請中で、プレゼンテーション審査の当日までに上記の業種に登録見込みであること。

エ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てをしていない者であること。

オ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。

キ 令和5年度（2023年度）以降に、国または地方公共団体において、自動運転バスの実証実験に係る支援業務又は自動運転導入に係る調査・計画策定業務の受託実績を有し適切な人員配置ができること。

（2）事業者の体制

複数事業者の共同体による参加も可能とするが、その場合は代表事業者が上記（1）の全てを満たす必要がある。また、参加意向申出時に構成事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

（3）複数提案参加の禁止

提案書は、1事業者（共同体）につき1案とする。

（4）複数参加の禁止

代表事業者は、他のグループの構成事業者にはなれない。

（5）応募に関する留意事項

ア 実施要領等の承諾

プロポーザル参加意向申出書を提出した者（以下「応募者」という。）は、実施要領等に記載された内容を承諾の上、応募に参加すること。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 使用言語、単位及び時刻

本業務の応募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円に限る。

エ 公正な応募の確保

応募に当たって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、契約の解除等の措置を取ることがある。

オ 応募に係る提出書類の取扱い

（ア）著作権

本業務の提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、本市が必要と認める時には、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、応募者からの提出書類は返却しない。

（イ）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

(ウ) 情報公開

提出書類は、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となる。

カ 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本業務の応募の検討以外の目的で使用することはできない。

4 選定スケジュール

本プロポーザルによる受託者選定までの日程は、次のとおりである。

項目	実施日（予定）	備考
公告・公募開始	令和8年5月25日（月）	市HPへ掲載
参加意向申出書等受付期間	令和8年5月25日（月）から 令和8年6月8日（月）まで	持参又は郵送による提出
参加資格確認結果通知	令和8年6月11日（木）まで	電子メールによる通知
質問書受付期間	令和8年6月11日（木）から 令和8年6月16日（火）まで	電子メールのみ受付
質問に対する回答	令和8年6月26日（金）	電子メールによる回答
企画提案書提出受付期間	令和8年7月13日（月）から 令和8年7月17日（金）まで	持参又は郵送による提出
プレゼンテーション審査	令和8年7月24日（金）【予定】	対面実施
選定結果通知・公表	令和8年7月下旬	電子メールによる通知及び 市HPへ掲載

※ 上記のスケジュールは変更になる可能性がある。

5 プロポーザル参加意向申出書等の配布

(1) 配布場所

川崎市交通局自動車部運輸課

所在地 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル9階

電話 044-200-0375

E-mail 82unyu@city.kawasaki.jp

(2) 配布期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月8日（月）

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時、閉庁日を除く）

(3) 配布資料

- ア 令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託 募集要領
- イ 令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託 仕様書
- ウ 提案書（第1号様式）

エ プロポーザル参加意向申出書（第2号様式）

オ 質問書

※ 配布資料は市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできる。

6 参加意向申出書等の提出

(1) 提出期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月8日（月）

午前9時～午後5時まで（ただし、持参時は正午～午後1時を除く）

(2) 提出先

5（1）に同じ

(3) 提出方法

持参（閉庁日を除く）又は郵送（提出期限までに必着のこと）

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（第2号様式）

イ 会社概要書（任意様式）

ウ 業務実績一覧表（A4横 1枚以内）

エ 実務業務体制表（A4横 1枚以内）

(5) 提案資格確認結果通知書の交付

(4)で提出された書類等の確認後、応募者に対して、令和8年6月11日（木）までに電子メールで、提案資格確認結果通知書（第3号様式）を交付する。

(6) 配布資料の送付

(5)において、提案資格確認結果通知書で提案資格を有すると認められた者（以下「提案資格者」という。）に対して、当局にて自動運転の導入を検討している路線図資料を提案資格確認結果通知書とともに電子メールにて配布する。

7 質問の受付及び回答方法

(1) 受付期間

提案資格確認結果通知送付日から令和8年6月16日（火）17時まで

(2) 提出方法

質問書に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、必ず5

(1)の担当課へ電話にその旨連絡をすること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

(3) 回答方法

令和8年6月26日（金）までに、電子メールにて提案資格者全者に回答を行う。

(4) その他

質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和8年7月13日（月）～令和8年7月17日（金）
 午前9時～午後5時まで（ただし、持参時は正午～午後1時を除く）

(2) 提出先

5（1）に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類

プロポーザルに参加する事業者は、社名の記載があるものを「正本」、プレゼンテーション用として会社名、団体名が特定できるような表現（ロゴマーク等を含む）を除いたものを「副本」とし、それぞれ下記に示す部数、様式にて提出すること。

No.	提出書類	提出部数（正本、副本）	様式
1	提案書（表紙）	10部（1部、9部）	第1号様式
2	提案書	10部（1部、9部）	A4横10ページ以内
3	業務実績一覧表	10部（1部、9部）	A4横1枚以内
4	業務工程計画 （実施スケジュール）	10部（1部、9部）	A3横1ページ以内
5	実務業務体制表	10部（1部、9部）	A4横1ページ以内 ※副本については業種がわかるように記載すること
6	業務の実施方針及び実施手法	10部（1部、9部）	A4横1ページ以内
7	見積書及び内訳書	10部（1部、9部）	任意様式 消費税及び地方消費税を含む
8	手持ちの業務の状況 （令和8年5月25日現在）	10部（1部、9部）	A4横1ページ以内

9 プレゼンテーション及びヒアリング

プロポーザル方式による企画提案の審査を厳正かつ公平に行い、適切な契約の相手先となるよう候補者を選定するため、「令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託評価委員会」（以下、評価委員会）を設置し、企画提案及び提案資格者のプレゼンテーション並びにヒアリング内容を審査する。また、評価委員会は非公開にて実施し、提案資格者は他の提案資格者のプレゼンテーション等を傍聴することはできない。

評価委員会では、あらかじめ定められた評価項目に基づき、提出のあった企画提案等の審査を行い、出席委員の採点結果の合計点により、随意契約の相手方となる候補者を特定する。

(1) 開催日時

令和8年7月24日（金）【予定】

※日時・場所等については、6（5）提案資格確認結果通知書の交付時に合わせて通知する。

(2) 審査の流れ

ア 企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（説明20分以内、質疑応答20分

程度)を実施する。

イ プレゼンテーションの参加人数は3名以内とする。なお、総括責任者は必ず出席すること。

ウ プロジェクターは交通局で準備する。その他、プレゼンテーションで用いる機材等の確認が必要なときは、担当課まで問い合わせること。

(3) 審査方法

別表に示す評価項目に基づき採点を行い、出席委員の採点結果の合計点により随意契約の相手方となる候補者を特定する。

最高得点者が2者以上あった場合は、評価委員会で協議の上、契約候補者を特定する。

また、最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を契約候補者とする。

別表 評価項目 合計800点(100点満点×8審査員)

評価項目	配点	評価の視点	該当資料
1 業務実績	15点	(1) 過去の類似業務(特に都市部や複雑な交通環境下での調査・計画業務)の実績 (2) 国庫補助事業の取得の実績	業務実績一覧表
2 実施体制	5点	実務体制が確保されているか。	実務業務体制表
3 企画提案	60点	(1) 調査・分析手法の妥当性 走行ルート提案に向けた調査方法・分析手法の技術的アプローチの妥当性。 走行ルートに適した車両検討手法が具体的か。 リスク抽出手法が具体的か。 (2) 実証実験計画の実現性 自動運転システムの具体的な技術提案。 実証実験に向けた準備プロセスが明確か。 (3) 国庫補助金活用提案 採択に向けた戦略的な支援策が提示されているか。 (4) 社会受容性向上策 取り組みについて市民等へ具体的な周知方法が提示されているか。	提案書 業務の実施方針 及び実施手法
4 工程計画	10点	無理のないスケジュールとなっているか。	業務工程計画 手持ち業務の状況
5 価格	10点	提案内容と見積額の整合性があるか。	見積書

(4) 注意事項

ア 提案資料のみを使用して説明するものとし、パネルの使用や新たな資料の提示は認めない。

イ 8(4)で提出された資料以外は、プレゼンテーション及びヒアリングの審査対象としない。

ウ 提案資格者が1者のみの場合であっても、評価委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 契約限度額を超える見積書を提出した場合
- (3) 提出期限、提出場所、提出方法を守らなかった場合
- (4) 審査委員等に対して不当な働きかけを行った場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められた場合

11 結果通知

8 提案書等の提出並びに 9 プレゼンテーション及びヒアリングをした提案資格者に対して、令和 8 年 7 月下旬（予定）に電子メールで結果通知書（第 6 号様式）を送信し、結果を通知する。

12 契約候補者との調整

交通局は、11 結果通知において受託適格者として特定された契約候補者と仕様について十分調整した上で契約を締結する。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 守秘義務

提案資格者が本プロポーザルにおいて、交通局が配布した書類及びその内容又は知り得た情報を第三者に開示すること並びに書類等を複製し、第三者に譲渡又は貸与することを禁ずる。

15 注意事項

- (1) 申込等に当たっては期限を厳守すること。期限後の受付は一切行わない。
- (2) 提案書等提出後の訂正・変更は認めない。
- (3) 参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、令和 8 年 7 月 17 日（金）までに文書（任意様式）にて交通局長宛て通知するものとする。

16 担当課（問合せ先）

川崎市交通局 自動車部 運輸課 自動運転推進担当

住所：〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル9階

電話：044-200-0375

FAX：044-200-3946

E-mail：82unyu@city.kawasaki.jp